

標準貨物自動車利用運送約款

最終改正 平成29年11月4日 国土交通省告示第967号

標準貨物自動車利用運送約款

第一章 総 則

(事業の種類)

第一条 当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第1種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第7項に規定する事業をいう。）を行います。

2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

(適用範囲)

第二条 当店の経営する利用運送事業は、この約款に定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 利用運送業務等

第一節 利用運送の引受け

(受付日時)

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

(利用運送の順序)

第四条 当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(引渡期間)

第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一 発送期間 貨物を受け取った日を含め2日

二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離170キロメートルにつき1日。ただし、1日未満の端数は、1日とします。

三 集配期間 集貨及び配達をする場合にあっては各1日

2 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引き渡しがあったときは、これをもって延着とします。

(貨物の種類及び性質確認)

第六条 当店は、貨物の利用運送の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告したことと異ならないときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4 当店が第2項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告したことと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

えるように荷造りをしなければなりません。

2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。

3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

(外装表示等)

第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が、必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二 品名

三 個数

四 その他貨物の取扱いに必要な事項

2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

(貨物引換証の発行)

第十三条 当店は、荷送人の請求により貨物引換証を発行する場合には、貨物の全部の引渡しを受けた後、これを発行します。ただし、次の各号の貨物については、これを発行しません。

一 貴重品及び危険品

二 植木類、苗及び生花

三 動物

四 活鮮魚介類その他腐敗又は変質しやすいもの

五 流動物（酒類、酢類、醤油、清涼飲料及び発火又は引火等の危険性のない油類を除く。）

六 汚ない品

七 品代金取立ての委託を受けた貨物

八 ばら積貨物

(動物等の運送)

第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の利用運送を受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一 当店においては、集貨、持込み又は引取りの日時を指定すること。

二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

(危険品の運送)

第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に明告するとともに、その品名及び性質その他必要な事項を運送状に明記し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明示しなければなりません。

(代替運送)

第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、受けた貨物の運送を他の運送機関による運送を利用してすることができます。

2 前項の場合においては、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

第2節 積付け、積込み又は取卸し

(積付け、積込み又は取卸し)

第十七条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

4 当店は、第1項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物につき、倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで当該倉庫証券を留置することができます。

(引渡不能の貨物の供託)

第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第2項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することができます。

2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

(引渡不能の貨物の競売)

第二十五条 当店は、第二十二条の規定により荷送人に対し催告をした場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。

2 当店は、前項の規定により競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

3 当店は、第1項の規定により競売をしたときは、その代価をもって運賃、料金等並びに催告及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

(引渡不能の貨物の任意売却)

第二十六条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第2項各号に掲げる場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて第二十二条の手続きをとるいとまがないときは、その手続きによらず、公正な第三者を立会わせて、これを売却することができます。

2 前項の規定による売却には、前条第2項及び第3項の規定を準用します。

第4節 指 図

(貨物の処分権)

第二十七条 荷送人又は貨物引換証の所持人は、当店に対して、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到着地に到達した後荷受人がその引渡しを請求したときは、消滅します。

3 第1項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

4 貨物引換証の所持人は、第1項の指図をしようとする場合は、当該貨物引換証を提示しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十八条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第1項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は貨物引換証の所持人に対して通知します。

第5節 事 故

(事故の際の措置)

第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人又は貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を催告します。

一 貨物の著しい滅失、き損その他の損害を発見したとき。

二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。

第三十五条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は、既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によって滅失したときは、運賃、料金その他の費用の全額を收受します。

(事故等と運賃、料金)

第三十六条 当店は、第27条及び第29条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行なった利用運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

(中止手数料)

第三十七条 当店は、利用運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人又は貨物引換証の所持人の責任とされるべきでない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することができます。ただし、荷送人又は貨物引換証の所持人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の前日までに利用運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の中止手数料は、次のとおりとします。

一 積合せ貨物の運送にあっては、1運送契約につき500円

二 貸切貨物の運送にあっては、使用予定車両が普通車である場合は1両につき3,500円、小型車である場合は1両につき2,500円

第7節 責任

第三十八条 当店の利用運送についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送に關し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について、損害賠償の責任を負います。

(コンテナ貨物の責任)

第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又はき損について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一 荷送人が貨物を詰めたものであること。

二 コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第2号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(運送状等の記載不完全等の責任)

第四十三条 当店は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

第3章 附帯業務

(附帯業務等及び附帯業務料)

第五十一条 当店は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）等を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を收受し、当店の責任においてこれを行います。

2 附帯業務等については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

(品代金の取立て)

第五十二条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。

2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立料の払戻しありません。

(付保)

第五十三条 利用運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

2 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。